

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 示 保険薬局の指定

保険医の登録

保安林の指定の解除(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

◇ 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二二	昭和五十八年一月二十四日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	昭和五十八年一月十七日

鳥取県告示第七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松原 康博	鳥医第二、八六五号	昭和五十八年一月十日
上平 敦	鳥医第二、八六六号	"

鳥取県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字横住谷一三二一の八一、一三二一の八五、

一三二一の八六

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字淵見字深山ノ上六七三の一、六七五の一、六七五の五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、六七三の三、六七五の一

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
三十四	河中礼市	東伯郡三朝町大字穴鴨三九五	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	河中礼市苗畑	東伯郡三朝町大字穴鴨三九五

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
次のとおり開催する。

昭和58年2月4日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 講習の種類別

- (1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。
(2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初 心 者 講 習	昭和58年3月16日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
	昭和58年4月6日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5 階第22会議室	鳥取、岩美、郡家、智 頭、警察署の管内に居 住する者

経 験 者 講 習	日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和58年3月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内 に居住する者	
昭和58年3月10日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	岩美、鳥取、郡家、智 頭及び浜村の各警察署 の管内に居住する者	
昭和58年3月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会 議室	倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者	
昭和58年4月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者	
昭和58年4月21日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5 階第22会議室	鳥取、岩美、郡家、智 頭、警察署の管内に居 住する者	

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用
途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
(2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空
気銃を所持している者
イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟

銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考查を
1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては
3,000円。経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を
受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会
に提出すること。